魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年3月2日(金) 午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議事

第1					議事録署名委員について
第3	議案	第	40	号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決 定について
第 2	議案	第	41	号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決 定について
第3	議案	第	42	号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定について
第 4	議案	第	43	号	魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に 関する指針」の制定について

総会の種類 定例総会

- 1. 総会の期日 平成30年3月2日(金)
- 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
- 3. 農業委員の定数 14名
- 4. 総会に出席した農業委員の数 12名

2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄 4番 野﨑 努

5番 小坂 芳夫 6番 谷口 敬蔵 7番 石坂 誠一

9番 徳本 久邦 10番 原 武雄 11番 関口 たず子

12番 中田 登與志 13番 中島 悦子 14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 2名

1番 北田 直喜 8番 中山 修

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

経田地区 寺口 則康

7. 議事録署名委員

4番 野﨑 努 5番 小坂 芳夫

8. 総会に出席した職員

事務局長 山岡 晃 庶務係長 五十嵐 孝

主査 赤坂 喜英 主任 杉本 ゆき子

主事 髙木 宣行

【開 会:午後1時30分】

杉山会長: それではただ今から平成29年度3月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野﨑委員、5番小坂委員にお願いたします。

議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事: 議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は加積地区1件で583㎡です。それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第40号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適

当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長: では、担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員: 申請者と現場の方を確認してきました。今ほど事務局が説明され たとおりであります。特に問題無いものと思います。

杉山会長: ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。 何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長: それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第40号は意見決定いたします。 議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事: 議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は経田地区1件、599㎡です。それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第41号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

徳本職務代理: それでは担当地区委員の杉山委員さん説明をお願いします。

杉山会長: 事務局の説明の通り、隣接耕作地も御座いませんし、排水計画も 問題ないとのことで確認をしております。

徳本職務代理: ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。

本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

寺口委員: 現地を確認してまいりました。今ほどの説明のとおりでありましたので、問題ないものと思います。

徳本職務代理: その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

徳本職務代理: それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

徳本職務代理: 異議が無いようですので、議案第41号は意見決定いたします。

杉山会長: 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

赤坂主査: 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年2月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。9ページから農用地利用集積計画の一覧表となっております。今月の案件は、1議案11件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸でございます。新規と再設定の内訳についてですが、新規が1件7筆6,183㎡、再設定が10件88筆118,175㎡でございます。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長: 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

野﨑委員: 農協借入転貸とは、農協外借り入れて農業経営体へ貸すということですか。

赤坂主査: そのとおりです。

杉山会長: その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長: それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第42号は総括表記載のとおり決定 いたします。

議案第43号魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について事務局より説明を求めます。

五十嵐係長: 議案第43号について説明いたします。前回2月総会で説明させていただき、ご意見があれば2月20日まで事務局にご連絡いただくことになっておりました。2月20日の時点で特段意見がございませんでしたので、それを以て今回の案を提出させていただきました。中身について再度ご確認いただきたいと思います。議案書の11ページをご覧ください。

【議案書第43号をもとに朗読】

杉山会長: 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

野﨑委員: 担い手への集積面積の現状が799haとありますが、これは兼業農家の面積か。

五十嵐係長: 担い手は、認定農業者、営農組合等、人・農地プランに掲載された中心経営体となっております。その方々に集積された面積です。 ですので、専業か兼業かということは考慮しておりません。

法人に集積すれば比較的長期間の利用が見込めるが、個人に集積しても高齢化等で出来なくなるとういリスクもあります。そこも踏まえて将来を考えていく必要があると考えます。国全体で90%まで持っていくという方針もありますので、魚津市として前回説明したとおり約63%と設定させていただきたいと考えています。

杉山会長: 個人間の相対契約も結構あるのではないか。

五十嵐係長: 個人の契約もありますが、受け手が中心経営体である必要があり

ます。

山岡事務局長: 人・農地プランに中心的担い手として掲載されている方々の経営 面積の積み上げと考えていただいて結構です。

五十嵐係長: 前回2月の総会で配付させていただきましたリストに掲載されて いる方がその担い手となります。

野﨑委員: 担い手農家にまだ作る余力があるのか、目いっぱいなのか、そこ を考慮しないといけない。名簿に名前のある方々だけでは無理がある。

五十嵐係長: 先ほども申しましたが、今現在の人・農地プランのリストの中身も直していく必要があると考えています。当然受け手も経営の将来像があると思いますので、本当に預けられるのかどうか考えていく必要があると思います。

野﨑委員: これから担い手になる人も育てなければならない。

原 委員: 担い手、認定農業者、年齢制限は無い。本人がリタイアしない限 りは。

野﨑委員: 年取った方に預けて、急に来年から出来なくなったというのも困る。

赤坂主査: そういう問題に対応するために、人・農地プランを整備して、も し出来なくなったらどうするかという話し合いを進めて行かなけれ ばならないと考えています。

五十嵐係長: 人・農地プランは5年10年先どうなるかを踏まえたうえで作成することになっております。

山岡事務局長: 今までは作成なければならないということで13地区作成したが、 記載する農業者について真剣に地区の中で話し合っていただいて、 精査していかなければなりません。ですから、今回の指針の中にも 人・農地プランの見直しということを一番に掲げております。 五十嵐係長: プランの見直しについて、事務局中心としてアンケート調査の予定です。その後、みなさんと連携して集積・集約活動ができればと思います。

石坂委員: 法人化しているところもむやみに規模拡大はできないと思います。

山岡事務局長: そういったところを精査していってどの方へ集積するかをしっかり話していかなければならないと考えております。

五十嵐係長: 人・農地プランは5年前に作成されたもので、更新はされていますが、担い手リストも2年前の状況です。最新の状況に更新させていただいたものを以て、地域に入るということを考えております。

原委員: 受け手のことを考えなければならない。出し手は無責任に出す。

山岡事務局長: 現状それぞれ実態に合わないところもあるかと思います。それらがやっと見えてきて、地区の方々にも理解してもらえてきたという流れもありますので、この機を逃さず真剣に考えていきたいと思います。

谷越委員: 法人の役員をしていますが、一番ネックなのは年を重ねるごとに 労力が落ちてくる部分です。その中でも畦畔の草刈りが一番のネッ クになっている。担い手も今は出来るかもしれないが、5年後同じ だけ草刈りが出来るかという問題があります。そうなってくると、 担い手とか法人に集めるとういのも中々うまくいかない。草刈をな んとか改善できないと、中々増えないのではないかと思います。

杉山会長: その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長: それでは原案どおり制定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長: 異議が無いようですので、議案第43号は原案のとおり制定いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項につい

て事務局より説明して下さい。

五十嵐係長: (魚津市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定に

ついて、農地利用最適化業務活動日誌の提出について説明)

杉本主任: (農地の権利取得後における下限面積要件について、全国農業新聞

の普及について、平成29年度農業委員等研修会について、農業委

員活動記録簿の提出について説明)

杉山会長: 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会:午後2時20分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

農地法第4条調査書

議案第40号 受付番号1番

申請者						 作成者		 宣行
中 胡 伯	T					作风伯	向小	旦11
			言	许可要作	‡の状況	兄		
農地の区分	に位置し	也は、都下 しているこ 可基準は原	ことから	、農地	区分は			
転用目的	置し、語 近隣飲食	也は魚津駅 需要が十分 食店の貸駅	分見込め 注車場敷	る地域 地とし	であり て利用	、一般	車両20 す。	区画及び
資力及び信用	いたことな資金に	者は、農 ^は とを反省し なありませ	し、始末 せんので	書が添 、適当	付され である	ていま と考え	す。新 ます。	たに必要
転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意 状況	0	こ係る農地						
申請に係る用途に遅延 なく供することの確実 性	用途に使	を受けた役 共する見込 申請地区	入みがな	い場合	は許可			
行政庁の免許、許可、 認可等の見込み								
農地以外の土地の利用見込み	る土地を	こ係る農 ⁵ を利用でき いますが、	きる見込	みがな	い場合	は、許	可しな	いことに
計画面積の妥当性	正と認め	こ係る農 ^は められない ま、貸駐 ^耳 えます。	小場合は	、許可	しない	ことに	なって	いますが
宅地の造成のみを目的 とする場合にはその妥 当性	土地の近 以外は記 地を造成	こ係る事業 造成のみを 许可しない 成する目的	を目的と いことに 内であり	するも なっ 、 該当	のであ います しない	る場合 が、本 いと考え	は、一 件は貸 ます。	定のもの 駐車場敷
周辺の農地等に係る営 農条件への支障の有無	等に被害ついてに	他との境易 害の及ばる は、申請は 今回の軸	なように 也に接す	十分配 る市道	慮され	ていま ある既	す。雨 存側溝	水排水にをに放流
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。) により義務付けられて いる行政庁との協議の 進捗状況								

農地法第5条調査書

議案第41号 受付番号1番 (使用貸供権設定)

(使用貸借権設定)							
譲受人	譲渡人	作成者 髙木 宣行					
	許可要件の状況						
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管 加以上の市道沿いにあり、かつ500m 工業高校の教育施設が存する市街地付 り、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となり	以内に経田小学校、魚津 化傾向の著しい区域であ					
転用目的	現在、妻と子の家族3人でアパー 、子どもの成長に伴い、アパートが 実家に近い申請地に一般住宅敷地と	手狭になってきたため、					
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行って金については、自己資金のほか、借及高証明書及び借入可能を証する借差に添付しておりますので、適当で	入金でまかなう計画で、 入手続きのご案内を申請 あると考えます。					
転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意 状況	申請に係る農地の転用行為の妨げ。						
申請に係る用途に遅延 なく供することの確実 性	許可を受けた後、遅滞なく、申請りる用途に供する見込みがない場合は いますが、許可後すぐに工事に入る	許可しないことになって					
行政庁の免許、許可、 認可等の見込み							
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請する土地を利用する見込みがない場合なっていますが、申請地は全て農地で	合は、許可しないことにであり、該当しません。					
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る 正と認められない場合は、許可しない 、本件は、一般住宅として必要最小別 えます。	いことになっていますが 限の面積であり妥当と考					
宅地の造成のみを目的 とする場合にはその妥 当性	申請に係る事業が工場、住宅その付土地の造成のみを目的とするものでな以外は許可しないことになっていまで地の目的であり該当しないと考えまで	ある場合は、一定のもの すが、本件は一般住宅敷 す。					
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリー ばぬように充分配慮されており問題が 水については公共下水道を利用し、 隣接する市道沿いに側溝を新設し、 であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分別。	ないと考えます。生活排 雨水排水は申請地東側に 既存水路に排水する計画					
一時転用の妥当性							
法令(条例を含む。) により義務付けられて いる行政庁との協議の 進捗状況							